

5月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
2	直方市中学校部活動地域展開等検討委員会委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課
3	直方市中学校部活動地域展開等検討委員会への諮問について	文化・スポーツ推進課
4	直方市文化財等に関する有識者委員会への諮問について	文化・スポーツ推進課
5	直方市文化財専門委員会への諮問について	文化・スポーツ推進課
6	直方市教育支援委員会委員の委嘱について	学校教育課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
1	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市こども食堂等事業費補助金交付要綱の制定について	こども育成課
2	直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
3	直方市多子世帯給食補助事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課

その他 ・6月行事について(学校教育課 当日配布)

・グローバル人材育成進捗報告（学校教育課）

・前回定例委員会に関する報告（こども育成課）

・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年4月9日～令和7年5月13日

4月	9	水	
	10	木	
	11	金	東京芸術大学・伊藤教授と協議
	12	土	
	13	日	2025(令和7)年度直方文化連盟「定期総会」(直方市中央公民館)
	14	月	福岡県市町村教育委員会教育長会議(福岡県庁) 福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会(福岡県庁)
	15	火	定例教育長会、教科用図書調査研究協議会、北九州地区学校給食会連合会(北九州教育事務所)
	16	水	
	17	木	
	18	金	
	19	土	
	20	日	
	21	月	
	22	火	
	23	水	
	24	木	市教育研究所1年次辞令交付式(直方市役所)
	25	金	第1回第五地区教科用図書採択協議会(宮若市役所)
	26	土	
	27	日	Presented by BOTA山 チャリティー講演会(ユメニティのおがた)
	28	月	
	29	火	
	30	水	令和7年度直方市総合教育会議(直方市役所)
5月	1	木	定例校長会(直方市役所)
	2	金	
	3	土	
	4	日	
	5	月	
	6	火	
	7	水	
	8	木	
	9	金	保幼小中高連絡協議会運営委員会(直方市役所) 市長表敬訪問同席(ギラヴェンツ北九州応援大使)
	10	土	(池坊筑豊支部115周年)花展・記念式典(宮若市・若宮コミュニティセンター)
	11	日	
	12	月	県土木組合連合会直方支部からの寄贈品受領(直方市役所)
	13	火	第37回「親と子の交通安全教室」(直方自動車学校) 定例教育委員会(直方市役所)

教育委員会行事予定

令和7年5月14日～令和7年6月10日

5月	14	水	
	15	木	
	16	金	第19回直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（直方市役所）
	17	土	市内4中学校体育会
	18	日	
	19	月	
	20	火	
	21	水	北九州ブロックPTA連合会総会（直方中央公民館）
	22	木	
	23	金	北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会（北九州教育事務所） 定例教育長会（北九州教育事務所）
	24	土	市内小学校運動会（南、福地、中泉）
	25	日	
	26	月	
	27	火	
	28	水	
	29	木	令和7年度北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会（場所：未定）
	30	金	
	31	土	市内小学校運動会（新入、上頓野）
6月	1	日	中・高校生海外派遣事業面接試験（中央公民館）
	2	月	
	3	火	定例校長会（直方市役所）
	4	水	
	5	木	第1回直方市小中一貫教育推進本部会（直方市役所）
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	市教委訪問（直方北小学校）
	10	火	市教委訪問（下境小学校） 定例教育委員会（直方市役所）

議案第 2 号

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会 委員の委嘱について

直方市中学校部活動地域展開等検討委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 5 月 13 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである

令和7年度 直方市中学校部活動地域展開等検討委員会名簿(案)

氏 名	所 属	代表組織等
鬼塚 正栄	大和青藍高等学校 教諭	学識経験者
山地 貴博	直方第一中学校 校長	校長会
金川 稔	植木中学校	直鞍中体連役員
園田 龍喜	直方第二中学校	直鞍中体連役員
坂田 幸則	直方第三中学校	教諭
有川 渉	直方第二中学校	文化部
黒木 政光	バレーボール公認指導員	直方市スポーツ推進委員
小林 康雄	ソフトテニス指導者	直方市体育協会
安部 武志	直方市体育協会 事務局長	直方市体育協会

任期:2年(委嘱日から2年)

議案第 3 号

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会への諮問について

市立中学校部活動の地域展開についての調査及び審議に関することを直方市中学校部活動地域展開等検討委員会へ諮問する。

令和 7 年 5 月 13 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定により提案するものである。

直 教 ス 第 号
令和 7 年 月 日

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会 様

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

諮 問 書(案)

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 市立中学校部活動の地域展開について

議案第4号

直方市文化財等に関する有識者委員会への諮問について

史跡 筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所の耐震改修等工事に関する整備基本設計にあたり、調査及び審議について直方市文化財等に関する有識者委員会へ諮問する。

令和7年5月13日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第1項第14号の規定により提案するものである。

直 教 文 第 号
令和 7 年 月 日

直方市文化財等に関する有識者委員会 様

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

諮 問 書(案)

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 史跡 筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所の耐震改修等工事に関する整備基本設計策定について

議案第 5 号

直方市文化財専門委員会への諮問について

史跡 筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所の耐震改修等工事に関する整備基本設計にあたり、調査及び審議について直方市文化財専門委員会へ諮問する。

令和 7 年 5 月 13 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定により提案するものである。

直 教 文 第 号
令和 7 年 月 日

直方市文化財専門委員会 様

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

諮 問 書(案)

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 史跡 筑豊炭田遺跡群域内に所在する、直方市有形文化財 石炭記念館本館の耐震改修等工事に関する整備基本設計策定について

議案第 6 号

直方市教育支援委員会委員の委嘱について

直方市教育支援委員会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 5 月 13 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである。

令和7年度 直方市教育支援委員会委員名簿（案）

種別	氏名	所属等
医師	まつもと たかひろ 松 本 高 宏	内科医師
	おおの しょういちろう 大野 祥 一 郎	小児科医師
学校教育関係者	おおつか やすのぶ 大 塚 泰 信	植木中学校
	いしまつ としゆき 石 松 敏 幸	新入小学校
特別支援 教育関係の 関係者	こうだ ようこ 香田 陽子	直方東小学校
	かわしま まさし 川 嶋 雅 史	福岡県立直方特別支援学校
	まつお きみたか 松尾 公 孝	福岡県公立学校スクールカウンセラー

任期：委嘱日から2年間

直方市こども食堂等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の力を生かし、こどもの健全な育成を図るため、食事や学習、多世代交流などの場を提供するこども食堂等事業（以下「こども食堂等」という。）を実施する市内の団体に対して交付する直方市こども食堂等事業費補助金（以下「補助金」という。）について、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、こども食堂等の運営であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施し、無料又は材料費等の実費相当額で食事の提供を行うこと。
- (2) 原則としておおむね月1回以上実施すること。
- (3) 1回あたり10食以上提供できる体制を有していること。
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。
- (5) 安全管理及び衛生管理に十分配慮すること。
- (6) 同一の経費に対し、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助を受けていないこと。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動拠点を市内に有し、市内において活動を行う団体であること。
- (2) 組織運営に関する会則、規約、定款等を有していること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- (4) 直方市内子ども食堂ミーティングに参加又は参加する予定であること。
- (5) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団関係団体又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 運営費補助金
- (2) 施設整備費補助金

(補助対象経費及び補助金交付額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるものとする。

2 寄附金その他の収入がある場合、補助対象経費の額は当該収入の額を控除した額とする。

(交付の条件)

第6条 施設整備費補助金は、1団体につき1回を限度とする。

2 施設整備費補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を3年間以上継続して実施しなければならない。

3 交付決定者は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

4 運営上知り得た利用者の情報は漏らさないこと。ただし、支援を必要とする子ども又は保護者については、関係機関と連携し、必要な支援に結び付けることができるよう速やかに本市と情報共有を図ること。

(交付の申請)

第7条 補助金は、年度ごとの申請とし、申請期間は4月から翌年2月末までとする。補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、直方市こども食堂等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の会則、規約又は定款及び役員名簿

(4) 誓約書（様式第4号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、直方市こども食堂等事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）又は直方市こども食堂等事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当

該補助金の申請内容に変更が生じたとき、又は補助対象事業を中止しようとするときは、直方市こども食堂等事業変更等申請書（様式第7号）を速やかに市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについてはその限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、直方市こども食堂等事業変更等承認通知書（様式第8号）又は直方市こども食堂等事業変更等不承認通知書（様式第9号）により、申請者にその結果を通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、直方市こども食堂等事業費補助金実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 事業収支決算書（様式第12号）
- (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、直方市こども食堂等事業費補助金確定通知書（様式第13号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第12条 補助金の交付は、前条の規定により確定した額を補助対象事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助対象者の請求により、規則第16条第1項ただし書に規定する概算払により交付することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（報告及び調査）

第14条 市長は、この補助金に関して必要と認めるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は関係職員による調査をさせることができる。

（関係書類の整備）

第15条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費		内容	補助金の額
運営費補助金	謝礼金及び交通費	ボランティアに係る謝礼金及び食事又は食材の運搬に係る交通費	補助対象経費の額とし、当該年度内において開催した回数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額（1団体に付き限度額24万円）
	消耗品費	食器、ラップ等調理用品、洗剤、ごみ袋、コピー用紙、消毒液など	
	教材費	学習用の筆記用具、ノート、絵本など	
	食材費	こどもに提供する食事の材料費やおやつ代など	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、学習資料などの印刷費	
	光熱水費	電気、ガス、水道使用料	
	修繕費	建物や備品の修理代など	
	保険料	ボランティア保険料、イベント保険料など	
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料など	
	その他市長が事業の運営に必要と認める経費		

施設整備費 補助金	工事請負費	建物の新築、改修、増築など	補助対象経費の額 (1団体につき限度 額20万円)
	備品購入費	こども食堂用の冷蔵庫や炊飯器、 学習支援用の長机など	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、ホームページ 作成など	
	食品衛生管 理者となる ための講習 の受講料	食品衛生管理者登録講習会受講 料	
	その他市長が事業の開設に必要と認める経費		

1. 汎用性が極めて高く、高額な物品（車、コピー機など）は、備品購入費の対象外とする。

2. 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

事業計画書

団体名

開催 番号	開催日(予定) (月 日)	開催時間	活動内容等	利用人数		スタッフ 人数
		開催場所				
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
実施 回数	合計 回			こども計		総人数計
				大人計		

※必要に応じて行を増やしてください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

事業収支予算書

団体名 _____

1 収入

項 目	予算額(円)	内訳(算出根拠)
市補助金(申請額)		
民間助成金等		
寄付金等		
参加費		
自己負担		
その他		
収入合計		

2 支出

項 目		予算額(円)	内訳(算出根拠)
補助対象経費			
	補助対象経費 合計(A)		
補助対象外経費	人件費		
	その他		
	補助対象外経費 合計(B)		
支出合計(A+B)			

※補助金の額は、補助対象経費合計(A)と交付限度額いずれか低い方の額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとすること。

※収入合計と支出合計を一致させること。

※欄に書ききれない場合は、行の高さや行数を適宜増やしてお使いください。また、内訳については、別紙として添付していただいても結構です。

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

直方市長

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

誓約書

直方市こども食堂等事業費補助金の交付申請を行うにあたり、次の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。
- 2 安全管理及び衛生管理に十分配慮すること。
- 3 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- 4 直方市内子ども食堂等ミーティングに参加又は参加する予定であること。
- 5 直方市暴力団等追放推進条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団関係団体又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市こども食堂等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった直方市こども食堂等事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 支出の方法 確定払 ・ 概算払
- 3 交付の条件
直方市こども食堂等事業費補助金交付要綱及び直方市補助金交付規則を遵守すること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市子ども食堂等事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった直方市子ども食堂等事業費補助金について、下記
のとおり不交付と決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

直方市長

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

直方市こども食堂等事業変更等申請書

年 月 日付 第 号の交付決定に係る事業について、下記のとおり内容を（変更・中止）したいので申請します。

記

変更等予定年月日	
変更等内容	
変更等理由	
変更等前交付決定額	
変更等後申請額	

※変更内容によって、必要な書類の添付を求めています。

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市こども食堂等事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった直方市こども食堂等事業の変更等について、下記
のとおり承認したので通知します。

記

1 変更等承認の内容

2 承認後の交付決定額 _____ 円

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市こども食堂等事業変更等不承認通知書

年 月 日付で申請のあった直方市こども食堂等事業の変更等について、下記
のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

様式第 10 号（第 10 条関係）

年 月 日

直方市長

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

直方市こども食堂等事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の交付決定に係る事業について、次のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金の決算額 _____ 円

3 補助事業の実施期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

4 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 1 1 号）
- (2) 事業収支決算書（様式第 1 2 号）
- (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる資料（写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

団体名

開催 番号	開催日 (月 日)	開催時間	活動内容等	利用人数		スタッフ 人数
		開催場所				
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
実施 回数	合計 回			こども計		総人数計
				大人計		

※必要に応じて行を増やしてください。

様式第 12 号（第 10 条関係）

事業収支決算書

団体名 _____

1 収入

項 目	予算額(円)	決算額(円)	内訳(算出根拠)
市補助金(申請額)			
民間助成金等			
寄付金等			
参加費			
自己負担			
その他			
収入合計			

2 支出

項 目		予算額(円)	決算額(円)	内訳(算出根拠)
補助対象経費				
	補助対象経費 合計(A)			
補助対象外経費	人件費			
	その他			
	補助対象外経費 合計(B)			
支出合計(A+B)				

※補助金の額は、補助対象経費合計(A)と交付限度額いずれか低い方の額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとすること。

※収入合計と支出合計を一致させること。

※欄に書ききれない場合は、行の高さを広げたり、行数を増やしてください。また、内訳については、別紙として添付していただいても結構です。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

直方市長

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

直方市こども食堂等事業費補助金交付申請書

直方市こども食堂等事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 団体の会則、規約又は定款及び役員名簿
- (4) 誓約書（様式第 4 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 概算払の希望の有無

- ☐ 概算払を希望します。
- ☐ 概算払を希望しません。

希望する場合の理由

[]

直方市こども食堂等事業補助金について

1 目的

この補助金は、直方市内においてこどもに食事や学習、多世代交流などの場を提供するこども食堂等事業を実施する市民団体等に対して、その運営費や施設整備費を助成することにより、こどもの食環境の向上やこどもの居場所づくり、地域でこどもたちを見守る環境づくりを支援することを目的としています。

2 補助の対象となる事業

主に支援を必要とするこどもを対象としたこども食堂を行う活動に対して、その活動経費の補助を行います。なお、活動は次の（１）から（６）までの要件を全て満たす事業を助成の対象とします。

- （１）市内で実施し、無料又は材料費等の実費相当額で食事の提供を行うこと。
- （２）原則として概ね月１回以上実施すること。
- （３）１回あたり１０食以上提供できる体制を有していること。
- （４）政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。
- （５）安全管理及び衛生管理に十分配慮すること。
- （６）同一の経費に対し、国、地方公共団体等から補助を受けていないこと。

3 補助の対象となる団体

ボランティア団体や NPO 法人など、複数人で補助対象事業を実施し、次の（１）から（５）までの要件を全て満たす団体を助成の対象とします。

※法人格の有無は問いません。なお、個人の申請はできません。

- （１）活動拠点を市内に有し、市内において活動を行う団体であること。
- （２）組織運営に関する会則、規約、定款等を有していること。
- （３）公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- （４）「直方市内子ども食堂ミーティング」に参加又は参加する予定であること。
- （５）直方市暴力団等追放推進条例に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと。

4 補助対象経費

補助には、「運営費補助金」と「施設整備費補助金」があります。ただし、施設整備費補助金は、１団体につき通算１回限りとします。

補助対象経費		内容	補助金の額
運営費補助金	謝礼金及び交通費	ボランティアに係る謝礼金及び食事又は食材の運搬に係る交通費	補助対象経費の額とし、当該年度内において開催した回数に 1 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額 (1 団体につき限度額 24 万円)
	消耗品費	食器、ラップ等調理用品、洗剤、ゴミ袋、コピー用紙、消毒液など	
	教材費	学習用の筆記用具、ノート、絵本など	
	食材費	こどもに提供する食事の材料費やおやつ代など	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、学習資料などの印刷費	
	光熱水費	電気、ガス、水道使用料	
	修繕費	建物や備品の修理代など	
	保険料	ボランティア保険料、イベント保険料など	
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料など	
	その他市長が事業の運営に必要と認める経費		
施設整備補助金	工事請負費	建物の新築、改修、増築など	補助対象経費の額 (1 団体につき限度額 20 万円)
	備品購入費	こども食堂用の冷蔵庫や炊飯器、学習支援用の長机など	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、ホームページ作成など	
	食品衛生管理者となるための講習の受講料	食品衛生管理者登録講習会受講料	
	その他市長が事業の開設に関し、必要と認める経費		

5 補助金の計算

例えば、次のような団体が申請した場合に対する補助金は次のとおりです。

例 1) 年間 10 回 こども食堂を開催する団体で補助対象経費合計が 12 万円の場合

①補助対象経費合計 12 万円 ②補助金上限額 10 回×1 万円＝10 万円

①と②のいずれか少ない方＝②＝補助金額 10 万円

例 2) 年間 10 回 こども食堂を開催する団体で補助対象経費合計が 8 万円の場合

①補助対象経費合計 8 万円 ②補助金上限額 10 回×1 万円＝10 万円

①と②のいずれか少ない方＝①＝補助金額 8 万円

例 3) 年間 36 回 こども食堂を開催する団体で補助対象経費合計が 30 万円の場合

①補助対象経費合計 30 万円 ②補助金上限額 24 回×1 万円＝24 万円（24 万円が限度額）

①と②のいずれか少ない方＝②＝補助金額 24 万円

6 補助金交付申請

■提出するもの

- ①補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）
- ③事業収支予算書（様式第 3 号）
- ④団体の会則、規約又は定款
- ⑤役員名簿
- ⑥誓約書（様式第 4 号）
- ⑦請求書

■提出先

直方市こども育成課こども育成係（市役所 2 階 25 番窓口）

■補助対象期間

4 月 1 日から 3 月 31 日まで

■申請期間

当該年度の 2 月末日まで随時

7 補助金交付決定及び交付

補助金交付決定

交付申請後、市で審査を行い、交付の可否を決定します（交付申請の受付から決定まで 2 週間程度かかります）。結果は、団体の代表者宛てに文書で通知します。

補助金の振込み

交付決定後、請求書に基づき、補助金を指定の口座にお支払いします（請求書を受理してから 30 日以内に振り込みます）。

8 実績報告

■提出するもの

- ①補助金実績報告書（様式第 10 号）
- ②事業報告書（様式第 11 号）
- ③事業収支決算書（様式第 12 号）
- ④領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- ⑤事業の実施状況が分かる資料（写真等）

■提出先

直方市こども育成課こども育成係（市役所 2 階 25 番窓口）

■申請期間

当該年度の事業完了後すみやかに

9 補助金の確定

実績報告に基づき、補助金額を決定し、確定通知書を送付します。なお、補助金を概算払いしている場合で、計画より実際の開催回数や活動経費が少ない場合は、既にお支払いした補助金と確定額との差額を返還していただきます。

直方市こども食堂等の紹介

～こども食堂は、こどもたちや地域の方に無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所です～



会食形式
その場で食べます♪



お弁当形式
持ち帰って家で食べます♪



宅配形式
ご自宅にお届けします♪



いろりこども食堂

場所 新町 1-4-31
(子どもの居場所いろり)
日時 毎週木曜日 12:00～
毎週金曜日 17:00～
料金 無料※大人の方はよろしければ
寄付の協力をお願いします。
食数 40食(予約可)
電話 090-2014-4449



Instagram

しまやこども食堂

場所 頓野 3884-2
(筑前しまや)
日時 毎月第3土曜日 11:00～
料金 大人300円
高校生150円
中学生以下無料
食数 30食
電話 0949-26-2300



Instagram

こども食堂ハピネス

場所 殿町 12-5 (天理教鞍手分教会)
日時 毎月1回(不定期)
料金 無料
食数 40食(予約制)
電話 090-8228-4067

※事前に公式LINEにてお申込みください



Instagram



公式LINE

居酒屋和こども食堂

場所 頓野 3829-1
(プラザホテル直方1階)
日時 毎月第3日曜日
12:00～14:00
料金 大人300円
高校生150円
中学生以下無料
食数 30食
電話 0949-28-1232



Instagram

※令和7年4月時点の情報です。最新情報はそれぞれのQRコードからご確認ください。このチラシは掲載許可をいただいたこども食堂等のみご紹介しております。

こども食堂等について知りたいことがある時は、直接お尋ねいただくか、下記までお気軽にお尋ねください。

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 〒822-0026 直方市津田町7-35 電話0949-23-2551 FAX0949-23-2552

直方市こども食堂等の紹介

～こども食堂は、こどもたちや地域の方に無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所です～



会食形式
その場で食べます♪



お弁当形式
持ち帰って家で食べます♪



宅配形式
ご自宅にお届けします♪



うえんずカフェ

場所 植木702-9
(キューブ平岡横)
日時 毎月1回(不定期)
料金 大人300円
こども(18歳未満)100円
食数 50食程度
電話 080-3999-0512



Instagram



わたしの秘密基地 こども食堂

場所 巡回型
(場所の詳細はInstagramで確認してください)
日時 毎月第3金曜日 17:30～
料金 大人300円
こども(18歳未満)無料
食数 50～100食(予約可)
電話 090-1761-3090



Instagram



こども宅食 みんなのごはん

主催 NPO法人 みんなの社会応援団
(頓野375-1結い村・序庵館内)
日時 不定期(毎月1回ご自宅まで配達)
料金 無料
定員 30世帯
電話 0949-22-4778
条件 直方市在住で、生活が大変と感じている18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯



ホームページ



遠賀川流域の子どもの 福祉を考える研究会

場所 市内を中心に都度決定
日時 不定期
料金 無料
食数 未定
電話 090-9560-8494



Instagram

※令和7年4月時点の情報です。最新情報はそれぞれのQRコードからご確認ください。このチラシは掲載許可をいただいたこども食堂等のみご紹介しております。

こども食堂等について知りたいことがある時は、直接お尋ねいただくか、下記までお気軽にお尋ねください。

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 〒822-0026 直方市津田町7-35 電話0949-23-2551 FAX0949-23-2552

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第221号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4,800円」を「4,900円」に改める。

別表中「240円」を「245円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧																
(補助金の額) 第4条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額<u>4,900円</u>と当該幼稚園が算出した一食当たりの副食費相当額に給食提供日数を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、幼稚園において一食当たりの副食費の算出が困難な場合、別表に定める算出方法によることができる。	(補助金の額) 第4条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額<u>4,800円</u>と当該幼稚園が算出した一食当たりの副食費相当額に給食提供日数を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、幼稚園において一食当たりの副食費の算出が困難な場合、別表に定める算出方法によることができる。																
別表(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一食当たりの副食費相当額の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>一律 <u>245円</u></td></tr> </tbody> </table>	一食当たりの副食費相当額の算出方法		1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	3	一律 <u>245円</u>	別表(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一食当たりの副食費相当額の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>一律 <u>240円</u></td></tr> </tbody> </table>	一食当たりの副食費相当額の算出方法		1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	3	一律 <u>240円</u>
一食当たりの副食費相当額の算出方法																	
1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
3	一律 <u>245円</u>																
一食当たりの副食費相当額の算出方法																	
1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
3	一律 <u>240円</u>																

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第219号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(補助金の額) 第3条 補助金の額は、対象者の人数に月額 <u>4,900円</u> 及び給食提供 月数を掛けた金額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。	(補助金の額) 第3条 補助金の額は、対象者の人数に月額 <u>4,800円</u> 及び給食提供 月数を掛けた金額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。